

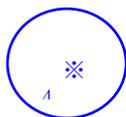
# 特別管理産業廃棄物処理委託契約書

[収集・運搬用]



排出事業者 茨城県立中央病院 ※1：（以下「甲」という。）と、

収集運搬業者 \_\_\_\_\_：（以下「乙」という。）は、



甲の事業場 茨城県立中央病院 ※2：から排出される産業廃棄物の  
収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

## 第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

## 第2条（委託内容）

### 1、（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

#### ◎収集・運搬に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可の条件：

許可番号：

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可の条件：

許可番号：

### 2、（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種類：感染性廃棄物

数量：別紙の通り

単価：別紙の通り

3、（輸入廃棄物の有・無）

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。  
輸入廃棄物：有・ \_\_\_\_\_ 無 （いずれかに○を付ける）

4、（運搬の最終目的地）

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名：

住所：

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業の区分：

産業廃棄物の種類：

許可の条件：

許可番号：

事業場の名称：

所在地：

5、（積替保管）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替を行わない。

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する注意事項

カ 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）の「容器貼付用ラベル」参照）。

4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。



#### 第9条（報酬・消費税・支払い）

- 1、甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務の報酬を支払う。
- 2、甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
- 3、甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 4、報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
- 5、乙は、甲と別途特別管理産業廃棄物処理委託（処分）を締結している第2条4項に掲げる事業場（以下「処分業者」という。）から、甲への契約代金の請求及び甲からの請求金額の受領を受任するものとし、その請求に当たっては第9条第1項の請求に併せて甲に請求するものとする。

#### 第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

#### 第11条（秘密の保持）

- 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、委託業務の成果(委託業務の遂行の過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は渡してはならない。
  - 3 前2項の規定については、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

#### 第12条（個人情報の保護）

乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

#### 第13条（契約の解除）

- 1、甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
- 2、甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
- 3、甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
  - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
    - イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
    - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
    - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。
  - (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合
    - 乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第14条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第15条（契約期間）

この契約は、有効期間を 令和8年 4月 1日※5から 令和11年 3月 31日※5までとする。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は消去があった場合は、この契約は、解除できる。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、本書を保有する。  
（本契約書は、契約終了日より5年間保存する）

令和8年 4月 1日※6

甲、事業者※7

〒309-1793
住 所 茨城県笠間市鯉淵6528
名 称 茨城県立中央病院
代表者名 病院長 島居 徹 印
電話番号 0296-77-1121
F a X 0296-77-2886

甲、事業場※8

〒309-1793
住 所 茨城県笠間市鯉淵6528
名 称 茨城県立中央病院
代表者名 病院長 島居 徹
電話番号 0296-77-1121
F a X 0296-77-2886

乙

印

## 《別 記》

### 個人情報の保護に関する特約事項

#### 1 受託者の責務

委託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

#### 2 個人情報の収集の制限

委託事務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

#### 3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

#### 4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

#### 5 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、委託者の承諾を受けなければならない。

#### 6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けること。

#### 7 返還義務

委託事務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等（複写、複製したものを含む。）は、委託業務完了後、速やかに委託者に返還しなければならない。

#### 8 不要情報の廃棄

委託事務を処理するために収集した個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

#### 9 本特約事項に違反した場合の措置

委託者は、受託者が本特約事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。